

◎異動届出書の記入について

①退職等の異動で未徴収税額を個人で納付する場合

※①②③のケースでは異動届処理後、各特別徴収義務者宛に通知を送付します。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

〒160-0021
新宿区 歌舞伎町 1-4-1

特別徴収義務者
指 定 番 号 040155

宛 名 番 号 9

所 属 経理係

氏 名 新宿 花子

電 話 03-3209-1111
内線(2735)

担 連 当 緒 者 先

新 宿 市 区 町 村 長 殿

給 与 支 払 者
特 別 徴 収

和 令 7 年 9 月 5 日 提 出

所 在 地

フリガナ シンジュク ウメコ

氏 名 新宿 梅子

生 年 月 日 昭和 50 年 12 月 12 日

個 人 番 号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

受 給 者 番 号 1 2 3 4 5 6

1 月 1 日 現 在 の 住 所 新宿区若松町12-6

異 動 後 の 住 所 中野区中野4-8-1

個 人 番 号
又 は 法 人 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特 別 徴 収 税 額
(年 税 額) 140,000 円

徴 収 済 額 (イ) 6 月 8 月 35,600 円

未 徴 収 税 額 (ウ) 9 月 5 月 104,400 円

異 動 年 月 日 7 年 8 月 31 日

異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他
[事由・理由]

異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号

所 在 地

フリガナ

氏 名 又 は 名 称

法 人 番 号

新 しい 勤 務 先 へ は、 月 割 額 円 を 月 分 (翌月10日納入期限分) から 徴 収 し、 納 入 す る よ う 連 絡 済 み で す。

受 給 者 番 号

納 入 書 の 要 否 (新 規 の 場 合 の み 記 載)

右 側 の 番 号 を 記 入 1. 必 要 2. 不 要

8 月 末 で 退 職 し た 給 与 所 得 者 の 徴 収 方 法 を、 9 月 分 か ら 普 通 徴 収 に 変 更 す る 場 合。
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6 月 から 翌 年 5 月 分)
(イ) 徴収済額 35,600 円 (6 月 から 8 月 分)
(ウ) 未徴収税額 104,400 円 (9 月 から 翌 年 5 月 分)
↑
普 通 徴 収 税 額

2. 一括徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 年 12 月 31 日 まで で、 一 括 徴 収 の 申 出 が あ っ た た め

徴 収 予 定 月 日 月 日

徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額) 円

左 記 の 一 括 徴 収 し た 税 額 は、 月 分 (翌月10日納入期限分) で 納 入 し ま す。

普 通 徴 収 の 場 合、 理 由 を 記 入 1 月 1 日 以 降 で、 特 別 徴 収 の 継 続 の 申 出 が な い た め

3. 普通徴収の場合

理 由

1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日 まで で、 一 括 徴 収 の 申 出 が な い た め

2. 令和 年 5 月 31 日 まで に 支 払 わ れ る べ き 給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 額 が 未 徴 収 税 額 (ウ) 以 下 で あ る た め

3. 死 亡 に よ る 退 職 で あ る た め

※ 市 区 町 村 記 入 欄

②退職等の異動で未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

新宿 市 区 町 村 長 殿 令和 7 年 9 月 5 日 提出		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地 〒160-0021 新宿区 歌舞伎町 1-4-1 フリガナ シンジュクショウジカブシキガイシャ 氏名又は名称 新宿商事株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 指定番号 040155 宛番号 9 所属 経理係 氏名 新宿 花子 電話 03-3209-1111 内線(2735)				
給与所得者	フリガナ	シンジュク ウメコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 35,600 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9 月から 5 月まで 104,400 円	異動年月日 7 年 8 月 31 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・不 4. 死別・少 5. 支払額・併 6. 組合・解 7. その他 事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名	新宿 梅子							
	生年月日	昭和 50 年 12 月 12 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号	1 2 3 4 5 6							
	1 月 1 日現在の住所	新宿区若松町 12-6							
異動後の住所	中野区中野 4-8-1								

1. 現年度は 7 年度のみ処理
 2. 新年度は 8 年度のみ処理
 3. 両年度は 7 年度、8 年度処理

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分(翌月 10 日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分から一括徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円(6 月から翌年 5 月分) (イ) 徴収済額 35,600 円(6 月から 8 月分) (ウ) 未徴収税額 104,400 円(9 月から翌年 5 月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)		一括で徴収した税額を納入する該当月分 ※ 1 月以降の退職の場合は、原則として 一括徴収となります。

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 9 月 22 日 104,400 円	左記の _____ 徴収した税額は、 9 月分(翌月 10 日納入期限分)で 納入します。
理由	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 7 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		

3. 普通徴収の場合		※ 市区町村記入欄
理由	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 7 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

3. 普通徴収の場合		※市区町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	